

国史跡橘樹官衙遺跡群の史跡追加指定について

## 1 国史跡橘樹官衙遺跡群の概要

- (1) 指定の履歴 平成27年 3月10日付 文部科学省告示第 38号 史跡指定  
平成30年10月15日付 文部科学省告示第 195号 追加指定
- (2) 指定名称 橘樹官衙遺跡群 (たちばなかんがいせきぐん)
- (3) 指定地 川崎市高津区千年字伊勢山台4 1 5番2外6 4筆等
- (4) 指定面積 15, 120.08㎡
- (5) 遺跡群の評価 7世紀後半の地方行政組織である評<sup>ひょう</sup>の役所の成立の背景や構造、そこから郡衙<sup>ぐんが</sup>(郡家<sup>ぐんけ</sup>)へと発展する過程やその後の廃絶に至るまでの経過をたどることができる希有な遺跡で、7世紀から10世紀の地方官衙の実態とその推移を知る上で重要である。

## 2 史跡追加指定の経緯

平成27年3月10日の官報告示により本市初の史跡に指定された橘樹官衙遺跡群については、史跡の将来にわたる保存整備・活用を図るための基本方針として、「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」を平成30年2月13日に策定した。

この保存活用計画策定に向けた検討を進める中で、史跡が所在する高津区千年及び宮前区野川の土地所有者等に、橘樹官衙遺跡群の将来的な保存・活用等における市としての考え方等を説明したところ、土地所有者の中から史跡追加指定についての同意を得ることができたことから、史跡の追加指定に向け、文化庁に平成30年7月26日付で意見具申を行い、同年11月16日に文化審議会から追加指定の答申を受けた。

追加指定については、平成30年10月15日付に続き、今年度2回目となる予定である。

## 3 史跡追加指定地の概要

- (1) 追加指定の対象の所在地 川崎市高津区千年字伊勢山台4 4 0番1外5筆
- (2) 指定の対象の面積
- |          |                   |
|----------|-------------------|
| ア 追加指定面積 | <u>1, 405.00㎡</u> |
| イ 既指定面積  | 15, 120.08㎡       |
| ウ 合計     | 16, 525.08㎡       |
- (3) 所有関係の状況
- |         |                      |                   |
|---------|----------------------|-------------------|
| ア 追加指定地 | 民有地(所有者3名)           | <u>1, 405.00㎡</u> |
| イ 既指定地  | 国有地                  | 548.25㎡           |
|         | (所管：財務省関東財務局横浜財務事務所) |                   |
|         | 川崎市有地                | 2, 999.01㎡        |
|         | 民有地(所有者13名)          | 11, 572.82㎡       |
| ウ 合計    | 国有地                  | 548.25㎡           |
|         | 市有地                  | 2, 999.01㎡        |
|         | 民有地(所有者16名)          | 12, 977.82㎡       |

#### 4 史跡追加指定のスケジュール

- ・平成30年 7月26日 文化庁に意見具申書を提出
- ・平成30年11月16日 国の文化審議会文化財分科会で審議・議決、史跡追加指定を文部科学大臣に答申
- ・平成31年春頃 官報告示予定（正式に追加指定）

#### 5 史跡追加指定後の予定

- (1) 追加指定の官報告示後、活用事業を実施し周知化を図る（史跡めぐりツアー、発掘調査現地見学会、古代衣装体験等）。
- (2) 史跡指定地及び追加指定地については、土地所有者から市による土地買取りの要望が出されていることから、「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」に基づき、土地所有者との調整を図った上で公有地化スケジュールを作成し、国庫補助（80%補助）を活用して、公有地化を図る。
- (3) 史跡指定地については、今後、市民の活用に向けた整備を進めていく予定であるため、公有地化の進捗に合わせ、国から現状変更許可を得て、橘樹官衙遺跡群の詳細な内容を把握するための発掘調査を実施する。



神奈川県内における対象地域の位置



川崎市における対象地域の位置



国史跡橋樹官衙遺跡群の指定範囲と今回答申された追加指定の範囲





①須恵器（皿）の出土状況  
【橘樹郡家跡第16次調査】



②正倉跡の確認状況  
【橘樹郡家跡第5次3区】